

2022年10月11日

小金井市長 西岡真一郎 様

縁・つながる小金井
幹事長 反井えつ子

西岡市長の専決処分に対する申し入れ

西岡市長は9月29日付で、小金井市立保育園条例の一部を改正する条例を専決処分しました。地方自治法第179条に規定があるものの、条文を文字面で捉えての行為であり、市議会が継続審査とした公共施設の廃止に関する議案を専決処分によって成立させたことは、二元代表制の否定であると考えます。

10月7日の本会議で、「専決処分の報告及び承認について」を我が会派は不承認とし、市議会としても賛成2、反対20の圧倒的多数で不承認としました。

地方自治法第179条4項では、「前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。」と定めています。

西岡市長は、10月14日付での辞職の申し出をし、市議会は「市長の退職の期日にに関する同意について」を同意しました。政治的な責任をとるというご判断だと推察しますが、本来は専決処分を行う前の状態に戻すのが「必要な措置」と考えております。

10月7日の本会議後の記者会見で、市長は、「地方自治法に『必要な措置を講ずる』とあり、辞職は自治法に基づく判断でもある」と述べたとの新聞報道がありました。議会には報告されていません。保護者や市民にも不安が広がっています。

西岡市長には、10月14日までに、地方自治法第179条4項における措置と議会への報告を行うことを求めます。

以上